# 第50回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時:令和2年8月28日(金) 15:15~16:15

場 所: 県庁6階 第1・第2特別会議室

次第

1 開 会

# 2 報告事項

- (1) 沖縄県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生等について
- (2) 米軍基地内における新型コロナウイルス感染症患者の発生等について
- (3)沖縄県内及び全国の感染状況について
- (4) 宿泊施設の運用状況について
- (5) 沖縄県緊急事態宣言後の状況について
- (6) クラスターの発生状況について
- (7) 看護師の派遣受入状況について

# 3 議題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策:警戒レベルについて
- (2) 緊急事態宣言について
- (3)沖縄県主催イベント等実施ガイドラインの改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

# 沖縄県におけるコロナウイルス感染症陽性者の状況

分類					8月28日	(金)	12時00分現在	JH
年代	男性	女性	非公表	合計		居住地		
90歳以上	11	23		34	2%	那覇市	728	Š
80代	46	47		93	2%	宜野湾市	92	
70 <del>(</del> £	82	22		137	7%	石垣市	56	
601t	129	93		222	11%	浦添市	158	
501t	141	108		249	12%	名護市	29	
40代	193	128	-	322	16%	米満市	122	
30代	193	151		344	17%	沖縄市	118	_
20代	217	236		453	22%	豊見城市	120	_
10代	53	62	-	116	%9	うるま市	91	
10歳未満	34	43	2	79	4%	宮古島市	41	
年代非公表	0	4	3	7	%0	南城市	22	
合計	1099	920	7	2056		※ 北部保健所管内	25	
						※中部保健所管内	180	
療養状況		人数				※南部保健所管内	214	-
入院中		268	うち重症	16		※ 宮古保健所管内	0	_
			うち中等症	102		※ 八重山保健所管内	치 16	
	<b>⊡</b> ※ ∫	<b>素</b> 霍国※	うち重症	32	_	北海道	1	_
			うち中等症	98	$\overline{}$	埼玉県	4	_
入院 療養等調整中	調整中	22				千葉県	4	_
宿泊施設療養中	<b>₽</b> 3	39				東京都	13	
自宅療養中		29				愛知県	1	
療養中患者計	ま者計		7	429		京都府	-	_
入院勧告解除等	\$等	1605				大阪府	2	_
うち解除後再入院	再入院		4	*		兵庫県	1	_
,,,	うち退院		1601			香川県	1	_
死亡退院		26				広島県	2	-
				I				

103

38

140

165

鹿児島県 確認中 合計 ※市を除く

2056 ※重複例は複数カウントせず

合計(実数)

2060

**F**政検査件数

1601

2056

%0

% % % %

21 18% 21 10% 22 11% 5 0% 32 2% 32 2% 932 45%

※1:確定患者との接触者として予め把握されていた例

※2:陽性確定後、調査を行った結果、確定患者との接触が事後に判明した例

# 沖縄県におけるコロナウイルス感染症陽性者の状況 [7月以降]

うち解除

分類					8月28日	日(金) 12時00分現在	)現在		
年代	男性	女性	非公表	合計		居住地			うち解除
90歳以上	11	23		34	2%	那覇市	665	35%	522
80代	41	46		87	2%	宜野湾市	87	2%	69
70 <del>(</del>	89	42		110	%9	石垣市	22	1%	17
60A	114	98		200	10%	浦添市	151	%8	126
50代	125	66		224	12%	名護市	27	1%	18
40 <del>(</del>	181	114	1	296	15%	<b>糸満</b> 市	121	%9	87
30ft	186	144		330	17%	沖縄市	102	2%	65
20 <del>(</del> £	201	232		433	23%	豊見城市	115	%9	86
10 <del>(</del>	52	61	-	114	%9	うるま市	88	2%	20
10歲未満	34	43	2	79	4%	宮古島市	41	2%	38
年代非公表	0	4	3	7	%0	南城市	22	3%	38
合計	1013	894	7	1914		※ 北部保健所管内	25	1%	23
						※ 中部保健所管内	163	%6	125
療養状況		人数				※ 南部保健所管内	201	11%	152
入院中		268	うち重症	16		※ 宮古保健所管内	0	%0	0
			うち中等症	102		※ 八重山保健所管内	16	1%	13
	東賽国※	基準	うち重症	32		北海道	1	%0	1
	,		うち中等症	98	_	埼玉県	4	%0	4
入院 療養等調整中	調整中	22				千葉県	4	%0	3
宿泊施設療養中	中	39				東京都	6	%0	5
自宅療養中		<b>4</b> 9				愛知県	1	%0	-
療養中患者計	患者計		7	429		京都府	-	%0	0
入院勧告解除等		1466				大阪府	2	%0	2
うち解除後再入院	6再入院		*	*		兵庫県	1	%0	0
	うち退院		1466	%//		香川県	1	%0	0
死亡退院		19				広島県	2	%0	2
合計		1914				鹿児島県	2	%0	1
合計(実数)		1914 *	1914 ※重複例は複数カウントせず	ハセず		確認中	7	%0	9
本 中 時 沙 紋 桜	EX.				<i>*</i>	※ 금수타	1914		1466
1年/60米年/20米年/20米年/20米年/20米年/20米年/20米年/20米年/2		943	49%						
接触判明	%2	5	%0			行政検査件数(7月以降)	(陸)		
米軍関係		-	%0			前日まで 1、	13623件		
							12.0		

%0	
6	1914
不明	包

	18名	25名	43名
新規陽性者数	行政検査	保険診療	合計

1% 0% 49%

飲食店

海外 県外

214件 17246件

17460件

職場

調査中

18名

規陽性者数

1% %

9 0 9 4 932

13837件

13623件 214件

前日まで 8月28日 合計

新規陽性者数	
行政検査	184
保険診療	254
中計	434

<sup>※1:</sup>確定患者との接触者として予め把握されていた例

<sup>※2.</sup>陽性確定後、調査を行った結果、確定患者との接触が事後に判明した例

# 沖縄県におけるコロナウイルス感染症陽性者の状況

確定 陽性者	性別	年	発病日	確定日	居住地	職業	推定感染経路
2059	男性	60Æ	確認中	8月28日	中部保健所 管内	確認中	調査中
2058	女性	40Æ	確認中	8月28日	確認中	確認中	調査中
2057	男性	60Æ	確認中	8月28日	那覇市	確認中	調香中
2056	女性	60Æ	確認中	8月28日	中部保健所 管内	基地内従業 員	調査中
2055	男性	20Æ	8月24日	8月28日	東京都	医療関係者	調査中
2054	男性	30Æ	8月24日	8月28日	那覇市	確認中	調香中
2053	男性	10代	8月25日	8月28日	那覇市	確認中	調査中
2052	男性	40代	8月22日	8月28日	那覇市	確認中	調香中
2051	女性	70Æ	8月27日	8月28日	中部保健所 管内	確認中	県内確定例の接 触者
2050	女性	70Æ	8月26日	8月28日	那覇市	確認中	調査中
2049	女	10代	8月26日	8月28日	宜野湾市	確認中	調査中
2048	女杆	40代	8月23日	8月28日	那覇市	確認中	調香中
2047	女性	70代	8月26日	8月28日	那覇市	確認中	県内確定例の接 触者
2046	女性	30Æ	8月25日	8月28日	那覇市	医療関係者	調査中
2045	女件	30Æ	8月26日	8月28日	豊見城市	確認中	調香中
2044	男性	10歳未 満	8月22日	8月28日	沖縄市	確認中	県内確定例の接 触者
2043	男性	50Æ	8月25日	8月28日	沖縄市	確認中	調査中
2042	田	#109	8 8 20 8	000	1 世間 共	1 2 2 4 2	県内確定例の接

確定	性別	年齢	発病日	確定日	居住地	職業	推定感染経路
2041	男性	80Æ	8月26日	8月28日	中部保健所 管内	確認中	調査中
2040	男性	60Æ	8月26日	8月28日	南城市	確認中	調査中
2039	女性	30Æ	8月26日	8月28日	米浦十	会社員	調査中
2038	男性	60Æ	8月26日	8月28日	南部保健所 管内	確認中	県内確定例の接 触者
2037	女性	40Æ	8月25日	8月28日	南城市	確認中	調査中
2036	男性	20Æ	8月22日	8月28日	南部保健所 管内	確認中	調査中
2035	男性	30Æ	8月18日	8月28日	南部保健所 管内	公務員	調査中
2034	男性	40Æ	8月27日	8月28日	米浦十	確認中	調査中
2033	女性	30Æ	8月20日	8月28日	無	確認中	県内確定例の接 触者
2032	男性	70Æ	確認中	8月27日	南部保健所 管内	確認中	調査中
2031	男性	30Æ	確認中	8月27日	宜野湾市	確認中	調査中
2030	女性	70Æ	確認中	8月27日	南城市	確認中	調査中
2029	女性	20Æ	確認中	8月27日	南部保健所 管内	確認中	調査中
2028	女性	70Æ	確認中	8月27日	浦添市	確認中	調査中
2027	女性	20ft	確認中	8月27日	宜野湾市	確認中	調査中
2026	女性	30Æ	確認中	8月27日	うるま市	確認中	調査中
2025	女性	60Æ	確認中	8月27日	南部保健所 管内	確認中	調査中
2024	女和	70 <del>(</del> £	8月22日	8月27日	豊見城市	確認中	調査中
2023	男性	30Æ	確認中	8月27日	中部保健所 管内	確認中	県内確定例の接 触者
2022	女	50Æ	確認中	8月27日	中部保健所 管内	確認中	県内確定例の接 触者

推定感染経路	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	確定例の接触者	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	確定例の接触者	確定例の接触者	調査中
職業	無職	無職	中醫數	基地従業員	確認中	タクシー運転 手	確認中	確認中	確認中	確認中	サービス業	基地従業員	確認中	確認中	飲食業	確認中	確認中	中醫數	確認中	確認中
居住地	うるま市	那覇市	那覇市	中部保健所 管内	中部保健所 管内	豊見城市	南部保健所 管内	南城市	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市	沖縄市	沖縄市	うるま市	兵庫県	南部保健所 管内	米浦
確定日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日	8月27日
発病日	確認中	8月23日	8月27日	8月18日	確認中	8月23日	確認中	確認中	確認中	8月25日	8月22日	8月25日	8月25日	8月25日	8月23日	8月24日	8月10日	8月20日	8月23日	8月25日
年齡	80Æ	60Æ	70代	60Æ	30Æ	60Æ	10歲未 滿	10代	501t	30Æ	40Æ	60Æ	601E	40 <del>(</del> £	40代	70 <del>1</del>	60Æ	20Æ	40Æ	70代
性別	女性	男性	男性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	男性	男性	女性	男性	女性	男性	男性	女性	女性	男性
確定 陽性者	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	2005	2004	2003	2002

推定感染経路	確定例との接触 者	調査中	調香中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	調査中	県内確定例の接 触者	調査中	県内確定例の接 触者	県内確定例の接 触者	調査中	調査中	調査中	調査中	調香中	調査中
競業	確認中	会社員	確認中	確認中	会社員	確認中	<i>タクシー</i> 運転 手	建設業	確認中	確認中	飲食業	確認中	確認中	確認中	確認中	確認中	無離	確認中	建設業	確認中
居住地	名護市	石垣市	石垣市	中部保健所 管内	浦添市	南部保健所 管内	浦添市	糸満市	沖縄市	<b>沖縄</b> 市	那覇市	うるま市	上 課 土	うるま市	那覇市	名護市	うるま市	沖縄市	南部保健所 管内	那覇市
確定日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日	8月26日
発病日	8月26日	8月21日	8月24日	確認中	確認中	8月26日	8月26日	8月20日	確認中	確認中	8月20日	確認中	確認中	確認中	確認中	8月17日	8月22日	確認中	8月22日	確認中
年齢	40代	30Æ	30Æ	10歳未 満	70Æ	70Æ	50Æ	40Æ	50Æ	60Æ	40ft	80Æ	30Æ	40ft	30Æ	40Æ	90歳以 上	20Æ	60Æ	90歳以 上
性別	女性	男性	女性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	女性	女性	男性	女	男性	男性	男性	女性	男性	男性	女性
確定 陽性者	2001	2000	1999	1998	1997	1996	1995	1994	1993	1992	1991	1990	1989	1988	1987	1986	1985	1984	1983	1982

# 在沖米軍基地内における新型コロナウイルス感染症発生状況

( 8月28日 12:00 現在 )

# 1 米軍基地内陽性者数

場所	昨日まで	新規陽性者	合計
嘉手納基地	28	1	29
キャンプマクトリアス	2		2
普天間基地	113		113
キャンプハンセン	171		171
キャンプキンザー	3		3
キャンプフォスター	10	7	17
ホワイトビーチ	1		1
キャンプコートニー	40	2	42
キャンプシュワブ	2	1	3
キャンプキンザー	1		1
トリイ通信施設	1		1
合計	372	11	383
隔離解除(全軍)			334

# 2 基地従業員検査状況(濃厚接触者・有症状者)

所属	検査数	(	累計	. )	陽性者	(	累計	)	-
嘉手納基地		(	45	)		(	7	)	•
マクトリアス		(	1	)					_
普天間基地	1	(	8	)	1	(	2	)	=
キャンプハンセン		(	19	)					=
キャンプキンザー	1	(	10	)	1	(	2	)	_
キャンプフォスター		(	12	)		(	3	)	×
キャンプコートニー		(	4	)		(	2	)	
キャンプシュワブ		(	1	)					_
陸軍貯油施設		(	1	)		(	1	)	_
トリイ通信施設		(	1	)		(	1	)	_
不明		(	14	)					
合計	2	(	116	)	2	(	18	)	_

# 3 繁華街店員・基地従業員等無症状者を対象としたPCR検査

場所	検査数	陽性者数
北谷町(7/12)	130	0
金武町(7/19)	198	0
ハンセン・普天間基地 従業員(7/25・26)	983	1 **
計	1311	1

# 新型コロナウイルス感染症対策:警戒レベル判断指標の状況

		判断指標	令和2年8月28日	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
			12時時点	発生早期	流行警戒期	感染流行期	感染蔓延期
	1	療養者数 (入院中·宿泊療養·自宅療養·入院調整中)	429人	23人以下	54人以下	329人以下	329超
県内の医療体制	2	現時点:病床占有率 (入院中/病床数)	69. 4%	30%以下	45%以下	70%以下	70%超
	(3)	現時点:重症者用病床占有率 (重症者/重症病床数)	45. 7%	10%以下	30%以下	60%以下	60%超
	4	新規感染者数 (直近1週間合計)	223人	14人以下	37人以下	211人以下	211人超
県内の感染状況	(5)	感染経路不明な症例の割合 (直近1週間平均)	61. 0%	30%以下	50%以下	70%以下	70%超
木竹の窓未仏が	6	新規PCR検査の陽性率 (直近1週間平均)	5.0%	1%以下	3%以下	7%以下	7%超
	7	入院1週間以内の重症化率 (直近1週間平均)	2. 8%	10%以下	15%以下	20%以下	20%超
	I	入院患者数					

	入院患者数 (入院中·宿泊療養·入院調整中)	362人
	病床利用率(入院中・宿泊療養数・自宅療養/ 病床数・宿泊施設部屋数)	49. 9%
参考指標	確保予定:病床占有率 (入院中/病床数)	63. 1%
	確保予定:重症者用病床占有率 (重症者/重症病床数)	31. 4%
	現時点:集中治療用病床占有率 (ICU・HCU入院者/ICU・HCU病床数)※3	61. 5%

- ※1 ⑥新規PCR検査の陽性率(直近1週間平均)の数値は昨日時点の数値。保健診療検査関連の数値は、各検査機関からの報告が遅れるため、一部のみカウントされた数値となっている。
- ※2 国の指標及び目安では、②・③の病床数及び重症者用病床数は、最大確保予定の数値で算定しているが、沖縄県では、現時点の病床数及び重症 者用病床数で算定している。
- ※3 集中治療用病室占有率は、厚生労働省の重症者基準に基づき、集中治療室(ICU, HCU)入院者を全て重症者として算定したもの。

# 宿泊療養施設:入居状況等の報告

# 1. 運営状況

	那覇	市内	宮古地域	八重山地域	合 計
	リゾ゛ネックス那覇	東横心旭橋	ピースリーイン宮古島	アパホテル石垣	
総部屋数	60部屋	200部屋	30部屋	50部屋	340部屋
入居部屋数	O部屋	39部屋	O部屋	1部屋	40部屋
残部屋数	60部屋	161部屋	30部屋	49部屋	300部屋
総入所者数	65 人	273 人	4 人	25 人	367人
総退所者数	65 人	231人	4 人	23 人	323 人
入居人数	0人	42人	0人	2人	44人
陽性者数	0人	42人	0人	1人	43人

# 2. 男女別人数・比率

男女比	男性人数	女性人数	計
人数	16 人	28 人	44人
比率	36.4%	63.6%	100.0%

# 3. 年代別人数・比率

年代別	男性人数	女性人数	計	年代別割合
10歳未満	1人	1人	2人	4.5%
10代	3人	2人	5人	11.4%
20代	1人	7人	8人	18.2%
30代	4人	5人	9人	20.5%
40代	4人	6人	10人	22.7%
50代	2人	3人	5人	11.4%
70代	1人	3人	4人	9.1%
60代	人	1人	1人	2.3%
年齢確認中	人	人	人	0.0%
小計	16人	28人	44人	100.0%

### 最新:令和2年8月28日作成

### 緊急事態宣言下における人口変動状況について(本島・宮古・石垣)

①提供企業: KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料

auスマートフォンユーザーのうち個別同意を受けたユーザーを対象に、個人を特定できない処理

を行って集計

②集計方法: 全人口推計値

③分析方法:滞在人口分析④滞在時間:15分以上

⑤時間設定: エリアで時間等設定

⑥滞在区分: 3区分あり:居住者 (分析地点から1km圏に推定居住地のある人)、勤務者 (分析地点から1km圏に推定勤務地のある人)、来街者 (居住者でも勤務者でもない人)

⑦調査地点: 16地点(のべ18地点)

繁華街:8地点、商業:7地点、空港:3地点

### 【繁華街エリア:3月21日(土)と比較して各日(火・木省略)22時時点】

### 【繁華街全体】

Ī	3/21(土)	5/2-5/6	7/23-25	7/31(金)	8/1(土)	8/2(日)	8/3(月)	8/5(水)	8/7(金)	8/8(土)	8/9(日)	8/10(月祝)	8/12(水)	8/14(金)	8/15(土)	8/16(日)	8/17(月)	8/19(水)	8/21(金)	8/22(土)	8/23(日)
		<b>▲</b> 64.9	<b>▲</b> 18.3	▲ 38.9	<b>▲</b> 42.7	▲ 55.5	▲ 52.7	▲ 53.5	▲ 50.5	<b>▲</b> 45.8	▲ 56.4	▲ 55.3	▲ 54.6	<b>▲</b> 49.9	<b>▲</b> 45.2	▲ 56.2	▲ 55.1	▲ 51.9	<b>▲</b> 43.7	<b>▲</b> 44.6	▲ 59.3
	49,436	18,954	40,885	31,502	28,769	23,764	24,886	24,205	25,569	27,598	22,937	23,368	24,644	26,077	27,937	22,915	24,510	26,380	28,543	28,586	21,521

### 【商業エリア:3月20日(金祝)と比較して各日(火・木省略)15時時点】

### 【商業全体】

3/20(金祝)	5/2-5/6	7/23-26	7/31(金)	8/1(土)	8/2(日)	8/3(月)	8/5(水)	8/7(金)	8/8(土)	8/9(日)	8/10(月祝)	8/12(水)	8/14(金)	8/15(土)	8/16(日)	8/17(月)	8/19(水)	8/21(金)	8/22(土)	8/23(日)
	<b>▲</b> 62.0	<b>▲</b> 10.9	<b>▲</b> 19.0	▲ 29.2	▲ 34.0	▲ 23.2	▲ 25.8	▲ 25.2	▲ 34.4	▲ 37.0	▲ 32.0	▲ 26.0	▲ 26.1	▲ 36.0	▲ 37.2	▲ 28.3	▲ 28.1	▲ 30.3	<b>▲</b> 27.2	▲ 32.6
32,644	13,094	29,421	26,531	23,446	21,243	25,239	24,303	25,181	21,813	20,853	22,589	24,551	24,764	21,674	21,185	24,091	23,429	23,176	23,925	22,261

### 【空港エリア:3月20日(日)と比較して各日(火・木省略)1日単位】

### 【空港全体】

【工心王件】																				
3/20(金祝)	5/2-5/6	7/23-26	7/31(金)	8/1(土)	8/2(日)	8/3(月)	8/5(水)	8/7(金)	8/8(土)	8/9(日)	8/10(月祝)	8/12(水)	8/14(金)	8/15(土)	8/16(日)	8/17(月)	8/19(水)	8/21(金)	8/22(土)	8/23(日)
	<b>▲</b> 81.3	▲ 0.3	▲ 33.1	▲ 37.0	▲ 25.9	<b>▲</b> 42.9	<b>▲</b> 45.0	<b>▲</b> 40.7	<b>▲</b> 41.8	▲ 53.2	▲ 31.5	<b>▲</b> 42.6	<b>▲</b> 42.8	▲ 39.6	▲ 39.3	<b>▲</b> 43.8	▲ 53.9	<b>▲</b> 47.6	<b>▲</b> 46.7	<b>▲</b> 49.4
18,019	3,216	16,520	11,619	11,072	11,947	10,986	9,981	10,243	9,520	7,769	11,550	10,239	10,386	10,212	10,154	11,018	7,838	9,325	8,532	8,587

### 【参考 県庁駅周辺:3月16日~3月19日(20日は祝日のため4日の合計を5日分で計算)と比較して各週の平日10時点】

•	3 71173 3 17 3 1	-,,	, , (						~
ſ	3/16-3/19	4/13-4/17	4/20-4/24	5/11-5/15	5/25-5/29	7/6-7/10	7/27-7/31	8/11-8/14	8/17-8/21
ſ		<b>▲</b> 11.2	▲ 24.4	▲ 22.3	<b>▲</b> 4.7	5.9	▲ 0.0	<b>▲</b> 14.8	<b>▲</b> 16.8
ſ	121,442	107,845	91,809	94,330	115,739	128,581	121,406	103,457	100,987

# 看護師の派遣受入状況 【8月28日12:00時点】(公表用)

# **1. 全国知事会関連** 15県 34名 (活動中 17名)

	ロネナムでん	10%	ОТЪ	
	県名	派遣期間	人数	活動期間
(1)	鳥取県	8/18-9/1	2名	8/19~8/31
(2)	大分県	8/19-9/3	2名	8/20~9/2
(3)	高知県	8/20-9/4	2名	8/21~9/3
(4)	福井県	8/20-9/1	2名	8/21~8/31
(5)	長野県	8/24-9/6	2名	8/25~9/5
(6)	宮城県	8/25-9/7	2名	8/26~9/6
(7)	徳島県	8/25-9/8	2名	8/26~9/7
(8)	山梨県	8/26-9/10	2名	8/27~9/9
(9)	青森県	8/26-9/11	1名	8/27~9/10
(10)	兵庫県	8/27-9/9	9名	8/28~9/8活動予定
(11)	福島県	8/31-9/13	2名	9/1~9/12活動予定
(12)	広島県	8/31-9/15	1名	9/1~9/14活動予定
(13)	鹿児島県	9/2-9/17	2名	9/3-9/16活動予定
(14)	北海道	9/3-9/14	1名	9/4~9/8活動予定
(15)	愛知県	9/4-9/19	2名	9/5~9/18活動予定

# 2. その他関係機関等 3機関 20名

(1)	自衛隊	15名	8/18~8/31、8/22~8/31
(2)	ジャパンハート	4名	8/15~8/31、8/26~8/31
(3)	県看護協会(県内医療機関等)	1名	8/23~8/30

# 3. 活動状況

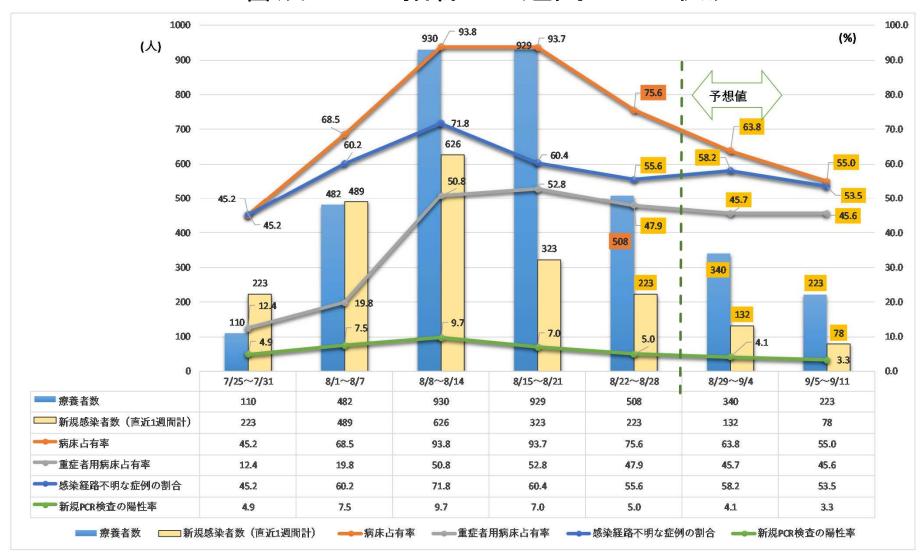
【クラスター発生施設への派遣】

派遣先		必要人数	活動中	派遣元	活動期間
			4	ジャパンハート	(8/15-8/31)※8/26から1名追加
(1)	ウエルネス西崎病院	17	5	自衛隊	(8/18-8/31)
(1)			2	長野県	(8/25-9/5)
			6	兵庫県	(8/28-9/9)予定
			5	自衛隊	(8/18-8/31)
(2)	かんな病院	10	2	鳥取県	(8/19-8/31)
(2)	が、心体的は		1	県看護協会	(8/23-30)
			2	山梨県	(8/27-9/9)
			2	大分県	(8/20-9/2)
			2	高知県	(8/21-9/3)
			2	福井県	(8/21-8/31)
(3)	沖縄協同病院	12	2	宮城県	(8/26-9/6)
			1	広島県	(9/1-9/14)予定
			2	鹿児島県	(9/3-9/16)予定
			1	北海道	(9/4-9/8)予定

# 【重点医療機関への支援】

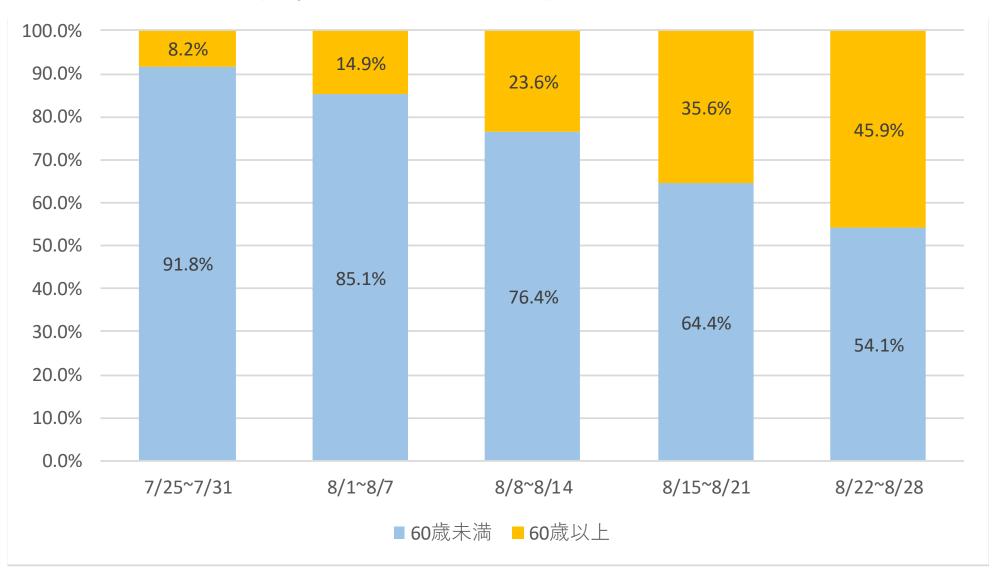
派遣先		必要人数	活動中	派遣元	活動期間
(1)	浦添総合病院	5	5	自衛隊	(8/22-31)
(2)	南部医療センター・こども	2	2	徳島県	(8/26-9/7)
(2)	医療センター	J	1	青森県	(8/27-9/10)
(3)	県立中部病院	3	3	兵庫県	(8/28-9/9)予定

# 警戒レベル指標の1週間ごとの状況



※ 警戒レベル判断指標の状況(推計含む)※8/28までは実績値、以降は直近2週間の平均変動率で推計

# 新規感染者に占める高齢者の割合



# 沖縄県緊急事態宣言

期 間:令和2年8月1日~8月29日

警戒監視期間:令和2年8月30日~9月5日

●県民一丸となった感染拡大防止の取り組みにより、県内新規感染者数は8月中旬をピークに減少傾向にあり、警戒レベルは第4段階を脱したが、まだ警戒レベルの第3段階(感染流行期)にとどまっている。また、夜の繁華街等における集団感染が最近でも確認されており、引き続き警戒が必要である。

- ●医療提供体制については、8月中旬をピークに療養者数、病床占有率、重症者用病床占有率、ともに改善傾向にあるものの、引き続きひっ迫した状況にあり、さらに入院者に占める高齢者の割合が増加し、重症化リスクと入院の長期化が懸念される。
- ●医療機関や高齢者福祉施設等の重症化リスクの高い方々が入居する施設等で発生している集団感染はまだ全てが沈静化しておらず、今後新たな集団感染が発生すれば医療機関への負荷が一気に高まる危険性がある。
- ●このような状況から、沖縄の旧盆の時期と重なる8月30日から9月5日までの期間は、警戒を続けながら感染の収まりを見極める警戒監視期間とし、緊急事態宣言を延長する。
- ●引き続き、県民一丸となって感染予防対策に集中して取り組むことで、現在の改善の流れを確定的にし、医療提供体制のひっ迫状況から脱することにより、今後の社会 経済活動の正常化につなげていく。
- 1 沖縄県全域において、不要不急の外出自粛をお願いします。
  - 買い物は原則一人で行くようにお願いします。
  - ・特に会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合 には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策をお願いします。
  - ・集団感染が発生している繁華街等への外出は控えてください。また、夜10時以降の外出については極力控えてください。
  - ・濃厚接触者となった方については、PCR 検査等で陰性となった場合でも2週間は 自宅待機を含めたしっかりとした健康観察をお願いします。

- 2 家庭内感染が増えています。家族であっても、高齢者や体調を崩している方との 接触には注意をしてください。
- 3 事業者においては、テレワークの積極的な導入及び職場内の三密対策を徹底するとともに、会議や会合は必要最小限とするか、またはリモート会議を取り入れてください。
- 4 集団感染が発生した場合には直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に 休業または時短要請を行います。
- 5 感染防止対策を強化しつつ、経済活動への影響を最小限にとどめるため、事業者においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。県が実施している感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」を是非活用してください。
- 6 社会福祉施設、病院など、重症者リスクの高い方が入居している施設等において は、管理者、職員、来場者等、全ての関係者において、特に感染防止対策の徹底を お願いします。
- 7 各学校においては、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいりますので、ご家庭におかれましてはお子様の健康観察にご協力いただきますようお願いします。
- 8 県民の皆様及び来訪者の皆様の県をまたぐ往来については、十分な健康観察と 感染予防対策を徹底の上、慎重な対応をお願いします。
- 9 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。また、その他の離島 についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間 の移動については、必要最小限とするようお願いします。
- 10 県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を講じたうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。感染防止対策を講じることができない場合、中止、延期の検討をお願いします。
  - ※上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力依頼です。

# 医療提供体制の拡充と感染拡大防止対策の強化

# 1. 受入体制強化

- ① 医療機関における病床確保数について、200床を425床に引き上げます。
- ② 宿泊療養施設について、現在確保している340室に加えて、中北部地域での早期開設に取り組みます。
- ③ 自宅療養者に対し、コールセンターによる健康観察に加え、県看護協会と連携した訪問看護も実施し、より安心して自宅にて療養できる体制を整備します。

### 2. 検査体制拡充

- ① 無症状の濃厚接触者への PCR 検査を再開します。
- ② PCR 検査等を受けることができる検査協力医療機関を 107 件から 138 件に 拡充し、コールセンターから紹介する流れを確立します。

# 3. クラスター対策強化

- ① 庁内にクラスター対策チームを設置し、病院や社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化します。厚生労働省からの応援職員とも連携し、DMAT等の派遣も含めて対応していきます。
- ② クラスターが発生した場合は、必要に応じて施設名の公表を行うなど早期に 封じ込める対策を強化します。

## 4. 水際対策強化

- ①那覇空港における TACO の体制増強により、那覇空港内における抗原検査を 実施し、迅速な対策を行ってまいります。
- ②県内の厳しい感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深めることとあわせて、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進や LINE アプリによる濃厚接触者通知システムの導入を進めるとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の徹底を呼びかけます。

### 5. 感染予防対策

感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」の実効性を高めるため、PRの更なる強化と各種業界団体等と連携した取り組みを進めます。

# 事業活動及び県民に対する支援策等

項目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶 予	○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の 支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。 ○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ
②納税の猶予	○「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。
③国民健康保険料(税)	○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。
	〇 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)
<b>④県営住宅関係</b>	○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。 ○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。 ○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一 時入居。
⑤緊急小口資金	○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会、沖縄県労働金庫本店及び各支店(県庁出張所を除く)、取扱郵便局(県内49ヶ所) ○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内 ○ 申請期限:現時点では令和2年9月30日まで
⑥総合支援資金	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。 ○ 申請先:市町村社会福祉協議会 ○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内 ○ 申請期限:現時点では令和2年9月30日まで
⑦住居確保給付金	○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。また、同支給額が実際の家賃を下回る方々に対して、県独自の支援給付金を支給する。 ○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関(支援給付金は県保護・援護課)
⑧傷病手当金(健康保険)	<ul><li>○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。</li><li>※4日目から支給</li><li>○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など</li></ul>

	<ul><li>⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(国事業)</li></ul>	○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者または事業主の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 ○ 相談先:新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター(TEL:0120-221-276) ○ 支給額:休業前賃金の8割(日額上限 11,000円) ○ 申請期限:4月~6月分は令和2年9月30日(必着)7月分は令和2年10月31日(必着)それ以降、月ごとに申請期限の設定あり
(	2)相談対応	
	①見守り活動の実施	〇 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。
	②ひとり親家庭対応	○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。
	③DV、児童虐待対応	<ul><li>○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。</li></ul>
		〇 相談体制の強化(対応職員の増、相談窓口の広報等)。
	④特殊詐欺等対応	○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び 取締りの徹底。
	⑤学生等対応	○ 大学、専門学校等の学生緊急相談窓口設置を設置し、相談対応を 実施。
l	事業者向け支援策	
	1)支援策	
	①雇用調整助成金 (国事業)	○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。 ○ 県では、9月末までの特例措置期間について10月以降も延長するよう要望を行っている。
	②沖縄県雇用継続助成金 事業	○ 沖縄労働局において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。 ○ 受付・問い合わせ先:事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044)
		<ul> <li>○ 助成率(休業手当に対する割合):         <ul> <li>①緊急対応期間以外の特例期間(1月24日~3月31日)</li> <li>大企業:国1/2 県1/6 (企業1/3)</li> <li>中小企業:国2/3 県1/6 (企業1/6)</li> <li>②緊急対応期間(4月1日~9月30日)解雇等あり</li> <li>大企業:国2/3 県1/6 (企業1/6)</li> <li>中小企業:国4/5 県1/10 (企業1/10)</li> <li>③緊急対応期間(4月1日~9月30日)解雇等なし</li> <li>大企業:国3/4 県1/4</li> <li>中小企業:国10/10 県なし</li> <li>株本</li> <li>中小企業:国10/10 県なし</li> <li>・</li> <li>・</li></ul></li></ul>
		〇 申請期限:国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内(消印有効)但し、令和2年7月20日以前に支給決定を受けた場合は、9月30日まで

③小学校休業等対応助成 金 (国事業)	〇 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対し助成を行う。
	<ul><li>○ 申請先:学校等休業助成金・支援金受付センター</li><li>○ 相談先:コールセンター(TEL:0120-60-3999)</li><li>○ 支給額:賃金相当額×10/10(1日最大:15,000円/人)</li><li>○ 申請期限:令和2年12月28日</li></ul>
④農林漁業セーフティー ネット資金貸付等	○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、 経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来たしている場合等の 経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実 質無利子・無担保等の措置を実施。
⑤経営継続補助金 (国事業)	○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。
⑥工業用水道料金関係	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。 ○ 相談先:配水管理課(TEL:098-866-2810) ○ 納期限の延期:令和2年4月~9月分 ○ 申請期限:納期限の延期については納期限の7日前まで、それ以外の支援策については、随時相談。
⑦持続化給付金 (国事業)	○ 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付する。 ○ 相談先:持続化給付金事業コールセンター(TEL:0120-115-570) ○ 給付額:法人最大200万円 個人事業主:100万円 ○ 申請期限:令和3年1月15日
⑧家賃支援給付金 (国事業)	○ 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して家賃支援給付金を支給する。 ○ 相談先:家賃支援給付金コールセンター(TEL:0120-653-930) ○ 給付額:月額最大 法人100万円(個人事業主:50万円)×6ヶ月分) ○ 申請期限:令和3年1月15日
⑨県中小企業セーフティ ネット資金	○「新型コロナウイルス感染症対応資金」と併せて、同感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間については、同感染症の影響を勘案し、今後、決定。 ○ 相談先:県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額:1企業、1組合当たり3,000万円以内 ○ 取扱期間:当分の間
⑩新型コロナウイルス感染 症対応資金	<ul> <li>○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間は、令和2年12月31日までに保証申込を受付たもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。</li> <li>○ 相談先:県中小企業支援課(TEL:098-866-2343)</li> <li>○ 融資限度額:1企業、1組合あたり4,000万円以内</li> <li>○ 取扱期間:令和2年12月31日までに保証申込を受付たものでかつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。</li> </ul>

①休業協力金·営業時間短縮協力金	<ul> <li>○ 緊急事態宣言(令和2年7月31日)の発出に伴い、那覇市松山地域、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等への休業に伴う20万円の協力金、那覇市内の飲食店の営業時間短縮要請(朝5時~夜10時まで)に伴う10万円の協力金支給を実施する。</li> <li>○ 相談先:沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:098-975-5825)</li> <li>○ 給付額:休業協力金20万円、営業時間短縮協力金10万円</li> <li>○ 申請期限:那覇市(8月17日~9月11日)</li> <li>宮古島市、石垣市 (8月24日~9月18日)</li> </ul>
⑫安全・安心な島づくり応 援プロジェクト	<ul> <li>○ 沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し一律10万円の奨励金を支給する。</li> <li>○ 相談先:沖縄県感染症対策奨励金コールセンター(TEL:098-987-4507)</li> <li>○ 主な対象業種宿泊業、レンタカー業、貸切バス業、マリンレジャー業、ツアーガイド、理容業、美容業、農林水産業、建設業、土木業、卸売業など</li> <li>○ 申請期限:令和2年8月31日</li> </ul>
③納税の猶予	○「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。
(2)各事業者向け	
①農林水産業向け	○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等 ○ 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等 ○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援(貨物専用臨時便の確保対策等)
②文化事業者向け	○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る経費の支援を行う。
③公共交通事業者向け	○ 公共交通機関における感染防止対策の定着を支援するため、「沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業」により、事業者の事業規模に応じた奨励金を支給する。 ○ 支給額 ・路線バス 5万円/台 ・法人タクシー 4万円/台 ・離島航路 10万円~160万円/社 ・離島航空路 140万円/機 ○ 申請期限:令和2年8月31日 ○ 個人タクシー(約1,200事業者)は、各事業者1台の経営形態であることから、1事業者あたり10万円の奨励金を支給する。
<ul><li>④医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</li></ul>	<ul> <li>○ 申請期限:令和2年8月31日</li> <li>○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。</li> <li>○ 申請先:沖縄県国民健康保険団体連合会</li> <li>○ 補助上限額:病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数有床診療所(医科、歯科) 200万円無床診療所(医科、歯科) 100万円薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円</li> <li>○ 申請期限:令和3年2月28日(予定)</li> </ul>
	- 1 H1///120 1 - / 1 - / 1 - / 1 - / 1 - / 1

⑤高齢者・障害者施設等に おける感染症対策徹底支 援事業	○ 新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品購入などに要する費用を補助する。 ○ 申請先:沖縄県または、沖縄県国民健康保険団体連合会 ○ 補助上限額 サービス類型毎に設定 (例:高齢者施設等)通所介護(通常規模型)89.2万円/事業所、訪問介護53.4万円/事業所、特養3.8万円/定員 (例:障害者施設等)施設入所支援121.5万円/施設、居宅介護11.5万円/事業所、生活介護75.7万円/事業所
(3)相談対応	
①雇用調整助成金相談窓   口体制の充実 	○ 雇用の維持を図るため、地域の商工会と連携した出張相談窓口を 設置するなど、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活 用についての相談対応や情報提供を行う。 ○ 相談先:事業主向け雇用支援事業事務局(TEL:098-941-2044) ○ 開設時間:9:00~17:00(土・日・祝日除く)
②支援機関の窓口相談体 制の強化	○ 商工会・商工会議所等による個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等に対する支援により、小規模事業者等に対する窓口相談体制を強化する。
③公共工事の関連の対応	○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。 ○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。
3. その他対応	
(1)その他対応	
①便乗値上げ防止要請等	O 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保·便乗値上げ防止を要請する。
②観光客・観光事業者への 情報提供	○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。 ○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。
③在住外国人への生活支援等	〇 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。
④廃棄物取扱方法の周知	〇 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。 〇 事業者等、市町村関係部局へ周知。
⑤警戒活動	〇 那覇市松山地区等において警戒活動を強化する。

# 警戒レベル:第3段階における実施内容について(令和2年8月28日決定)

# I 県民・事業者への対応事項

項目	実施内容
緊急事態宣言	【7月31日発出(8月13日、8月28日変更)】
	〇 県民一丸となった感染防止の取組により、県内新規感染者数は8月中旬をピークに減少傾向にあり、警戒レベルは第4段階を脱したが、まだ、第3段階(感染流行期)にとどまっている。
	○ 医療提供体制については、改善傾向にあるものの、引き続きひっ迫した状況にあり、さらに入院者に占める高齢者の割合が増加し、重症化リスクと入院の長期化が懸念される。
	〇 集団感染は、まだ全てが沈静化しておらず、今後新たな集団感染が発生すれば医療機関への負荷が一気に高まる危険性がある。
	〇 このような状況から、沖縄の旧盆の時期と重なる8月30日から9月5日までの期間は、警戒を続けながら感染の収まりを見極める警戒監視期間とし、緊急事態宣言を延長する。
	〇 引き続き、県民一丸となって感染予防対策に集中して取り組むことで、現在の 改善の流れを確定的にし、医療提供体制のひっ迫状況から脱することにより、今後 の社会経済活動の正常化につなげていく。
	【期間】 8月1日(土)~8月29日(土) 【警戒監視期間】 8月30日(日)~9月5日(土)
1. 県民への依頼	
(1)新しい生活様式 の徹底	○ 県民・来訪者に皆様は、「新しい生活様式」(密閉・密接・密集を避けた行動、感染予防策の徹底、うがい・手洗い・ソーシャルディスタンス、接触確認アプリの活用等)の徹底をお願いします。
	〇 県民の皆様には、「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)に沿った行動がとられているか県民ひとりひとりが自己点検を行い、更なる取り組みの徹底をお願いします。
(2)外出関連	○ 沖縄県全域において、不要不急の外出自粛をお願いします。買い物は原則一 人で行くようにお願いします。
	○ 特に会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策をお願いします。
	○ 集団感染が発生している繁華街等への外出は控えてください。また、夜10時以降の外出については極力控えてください。
	〇 濃厚接触者となった方については、PCR検査等で陰性となった場合でも2週間は自宅待機を含めたしっかりとした健康観察をお願いします。体調を崩している方も同様の対応をお願いします。
	〇 家庭内感染が増えており、家族であっても、高齢者や体調を崩している方との接触に注意してください。症状のある方は、外出を控えて自宅療養や健康観察を行い、コールセンタへの相談を行ってください。
	〇 県民・来訪者の皆様には、各事業所を利用する際、その事業所や店舗が、感染予防ガイドラインに沿った対応をしているかを確認した上でのご利用をお願いします。

2. 事業者への依頼	○ 事業者においては、テレワークの積極的な導入及び職場内の三密対策を徹底 するとともに、会議や会合は必要最小限とするか、又はリモート会議を取り入れてく ださい。
	〇 感染防止対策を強化しつつ、経済活動への影響を最小限にとどめるため、事業者において、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。 〇 感染防止対策に自ら取り組む事業者に対して感染防止徹底宣言「シーサーステッカー」を発行し、店舗等で掲示することで、県民や来訪者が安心して利用できる施設であることを周知してください。
	〇 県は、感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」の実効性を高めるため、PRの更なる強化と各種業界団体と連携した取り組みを進める。
	○ 社会福祉施設、病院など、重症者リスクの高い方が入居している施設等においては、管理者、職員、来場者等、全ての関係者において、特に感染防止対策の 徹底をお願いします。
3. 休業要請	○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業要請を行います。
4. 時短営業要請	○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に時短営業の要請を行います。
5. イベントの開催関連	○ 県主催イベントを実施する際には、オンライン開催や、感染予防対策を講じた 上での分散開催、又は規模を縮小します。
	○ 実施する場合にはガイドラインに沿って充分な感染対策を行います。感染防止対策を講じることができない場合、開催中止または延期とします。
	〇 民間の事業者の皆様にも県内イベントの開催については、オンライン開催や、 感染防止対策を講じたうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。感染防 止対策を講じることができない場合、中止または延期を検討するようお願いしま す。
6. 県外との渡航関連	○ 県をまたぐ往来は、事前の十分な健康観察と感染予防対策を実施の上、慎重 な判断をお願いします。
7. 離島との渡航関連	〇 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。
/ . 離局とい設机労建	○ その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いします。
8. 離島空港・離島港湾	○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。

# 警戒レベル:第3段階における実施内容について(令和2年8月28日決定)

# Ⅱ 医療体制

項目	実施内容
1. 病床数等の確保 状況	
(1)病床数	○ 病床数については、今後の感染拡大を見据えて最大425床の確保を目標とし、 病床数確保を医療機関に要請している。
(2)宿泊療養施設	○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、7月30日より、那覇市内に宿泊療養施設(60床)の運用を開始し、8月4日から那覇市内で追加開設(100床→8月12日から200床)。 ○宮古地域は8月12日開設(30床)、八重山地域は8月4日開設(30床→8月7日から50床)。 ○北部地域での早期開設に向け取り組む。
2. 入院体制の強化	○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関への補償を行う。 ○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。
	○ 対策本部が状況に応じて集約する搬送先病院リストについて、県下消防本部へ周知し、疑い患者搬送時に消防機関から受入病院を照会する回数の低減を図る。
3. 無症状者や軽症  者への対応	○ 宿泊療養施設の設置 本島、宮古及び八重山県域に宿泊療養施設を設置し、当該施設による療養が 困難な患者については、自宅での療養が可能となるような体制の整備を進める。 ○ 自宅待機者対応コールセンターの設置 総括情報部内に自宅待機者(入院調整中及び自宅療養中)対応のコールセン
	ターを設置し、療養環境を判断するために必要な基礎情報を収集するとともに、自 宅療養者と判断された感染者については、健康状態の把握する。
	〇 自宅療養者向けの配食サポート 新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅での療養を行う患者に対して、食材等の支援を行い、日常生活をしながら療養することに対する不安や負担を軽減するとともに、買い物のための外出による感染拡大を防止する。
4. 外来医療体制の 強化	○ 入院治療を行う重点医療機関等の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。
5. 検査体制の強化	
(1)PCR検査件数/ 日	〇 行政検査の1日の最大処理件数が480名から970名へ増強。
(2)PCR検体採取施設	○ 北部地区、浦添市、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。
(3)保険診療による 行政検査	○ 無症状の濃厚接触者へのPCR検査を再開する。 ○ 138ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関を設置 し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関 においてPCR検査を行える体制を整備。

6. 離島対策	○ 離島における発生状況により、円滑な患者搬送のため、自衛隊・海上保安庁 のリエゾン(連絡調整員)の派遣等調整を行う。
	○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち 上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。
7. 衛生資機材(医療 用マスク・防護服等) の確保	○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各 医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。
	〇 県備蓄分について確保を進める。
8. 情報収集・分析・発信	○ KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。 ○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。
	○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。
	○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部 の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の 新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。
9. 渡航者への対応 (水際対策)	〇 那覇空港内におけるTACOの体制増強により、那覇空港内における抗原検査を実施し、迅速な対策を行う。
	○ 県内の厳しい感染状況に関する情報を県外に発信し、旅行者の理解を深める こととあわせて、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進やLINEアプリによる濃厚接 触者通知システムの導入を進めるとともに、マスクの着用や手洗いなど新しい生活 様式の徹底を呼びかける。
10. クラスター対策(病院、社会福祉施設)	○ 庁内に「クラスター対策チーム」を設置し、病院及び社会福祉施設等における クラスターの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化。 ○ 病院及び社会福祉施設に対するDMAT等の派遣を行う。
	〇 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。
	〇 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。
	○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連    携して対応。 
   11. 医療コーディネー  トチーム	│
	〇 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。
40 - 11 1-2 15	□ 県民からの全般的な相談や質問に答えるためのコールセンタを設置している
12. コールセンター	が、保健所における帰国者接触者相談センター業務を縮小し負担軽減を図るため、相談業務をコールセンターへ一本化した。それに伴い、これまでの4回線を10回線に増設している。
13. 接触経路の追跡	○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。

# における感染拡大防 止等支援事業

- |14. 医療機関·薬局等||O 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療 |所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制 確保などに要する費用を補助する。
  - 申請先:沖縄県国民健康保険団体連合会
  - 補助上限額:病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科、歯科) 200万円 無床診療所(医科、歯科) 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円
  - 〇 申請期限:令和3年2月28日(予定)

# 警戒レベル:第3段階における実施内容について(令和2年8月28日決定)

# Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1)県立学校	○ 8月31日から、感染防止対策を徹底したうえで、全ての県立学校を通常登校とする。 ○ ただし、登下校時における公共交通機関での感染リスクが高いと思われる県立学校においては、時差登校並びに短縮授業を可とする。また、重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて分散登校も可とする。
(2)市町村立学校	○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。
2. 県内大学	
(1)県内大学	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応 等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(2)県立看護大学	○ 8月3日(月)から助産実習を除く前学期に開講する全科目について、遠隔授業へ移行する ○ 8月3日(月)から学生の校内立ち入りは禁止する。立ち入る必要がある場合 は、事前に担当教員に連絡し許可を得ること。 ○ 自宅等で遠隔授業の受講が難しい学生については、届出の上で学内での受 講を認める ○ 学生の健康状態のオンライン申告は、今後登校する学生のみ行う ○ 学生の課外活動(サークル活動)については禁止する ○ 図書館については、8月3日(月)から学外利用者は禁止する。学生は事前に 貸出予約をして非接触で受け取る
(3)県立芸術大学	<ul><li>○ 当面の間、オンライン授業を基本とする。</li><li>○ 学生に対し構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。</li></ul>
(4)県立農業大学校	○ 現在、夏期休暇により休校中(令和2年9月3日まで)。 ○ 夏期休暇明けについては、地域(学校所在地)の感染状況等を踏まえつつ、当面の間は、原則として以下の対応を予定。 a講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施。 b実習については、分散形式またはオンライン形式による座学で実施。 c派遣実習については、当面の間、延期。
3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育を除き、臨時休園の検討を要請。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。			
1 1	3)専修学校·各種 学校	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。			
(4)職業能力開発校		○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、時差登校や訓練時間の短縮等を行い、職業訓練を引き続き実施する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。			
(5)消防学校		○ 教室内は、2メートル離して配席し、全員マスク着用で講義を行い、冷房使用時も一部開放して密閉を防ぎ、定期的に換気を行う。			
		<ul><li>○ 寮室は、マスク着用して不要な接触を避け、各自2メートルの距離をとり、開口部を設定し換気を行う。</li><li>○ 寮室内、各教室等に消毒液を設置し、使用した設備・備品等は消毒を行う。</li><li>○ 入校生は、手洗い、手指消毒を励行し、毎朝晩の検温、健康チェックを行う。</li></ul>			
		〇 食堂及び入浴は、小隊ごとの交替で利用し、食事は横並びに着席とする。			
4.	社会福祉施設				
	1)高齢者・障害者 施設等				
	①高齢者・障害者施設等	○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請。 ○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。 ○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。 ○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。			
	②通所・短期入所サービス利用者	○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。			
	③通所·短期入所 事業所	○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請。			
	④訪問サービス利 用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。			
		○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請。			
	⑥面会	〇 原則、中止を要請。			
	2)保育所・放課後 児童クラブ	〇 家庭における保育が可能な保護者への協力依頼及び保育等の提供縮小など、地域の実情に応じた感染防止対策を講じるよう市町村に通知している(7月31日(金)~)。			
		○ 感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園の検討を要請。			
		〇 子育て支援センター等を活用した代替保育等の積極的検討を要請。			
		○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・ 出勤自粛の徹底を要請。			
		〇 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。			

5. 設	その他の公共的施	
	1)社会教育施設	
	①県立図書館	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、臨時休館とする。 ○ 臨時休館期間中は、利用カードの登録者に対し、図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する。
		【臨時休館中も行っているサービス】 〇 来館を伴わない書籍の照会レファレンス、複写サービス、障がい者等への資料郵送 〇 相互貸借サービス(お住まいの地域の図書館を通じて、県立図書館等の本を受け取ることができるサービス)
	②青少年の家	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、事業の中止または延期、利用者の受け入れを停止する。
	③埋蔵文化財セン ター	〇 緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休所とする。
	④地域環境セン ター	○ 8月1日(土)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、一部業務(センター入室、出前講座)を停止する。
	⑤博物館・美術館	○ 8月2日(日)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休館とする。
	⑥沖縄空手会館	○ 当分の間、臨時休館とする。
	⑦沖縄県平和祈 念資料館	○ 8月3日(月)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休館とする。
	8公文書館	○ 8月1日(土)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、臨時休館とする。
(	2)国営・県営公園	
	①県立県民の森	〇 緊急事態宣言対象期間の末日まで、休園としゲートを閉鎖する。
	②奥武山総合運動場	○ 7月29日(水)~緊急事態宣言対象期間の末日まで、奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)について個人利用の制限を行う。 ○ 8月14日(金)~緊急事態宣言対象期間の末日まで、大会やイベント等の専用利用については、中止又は延期を依頼する。 ※8月1日(土)~8月13日(木)までの専用利用については、中止、延期又は規模縮小の検討を依頼していた。
	③美ら海水族館	○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域の閉園する(8月2日(日)~緊 急事態宣言対象期間の末日まで)。
	④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場の閉鎖する (8月2日(日)~緊急事態宣言対象期間の末日まで)。
	⑤県営8公園施設	<ul> <li>○ 屋内、屋外施設、遊具等及び駐車場の一律の閉鎖を行う a名護中央公園:8月1日(土)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、 閉鎖する。 軽飲食店「スバコ」の利用者のみ駐車場利用可(テイクアウトのみ)。 b浦添大公園:8月1日(土)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、 閉鎖する。 そば屋「いしぐふー」の利用者のみ駐車場利用可。</li> </ul>

	c海軍壕公園:8月2日(日)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、 閉鎖する。
	d平和祈念公園:7月31日(金)夜~緊急事態宣言対象期間の末日まで の間、閉鎖する。
	e奥武山公園:屋内、屋外施設及び遊具は8月1日(土)〜緊急事態宣言 対象期間の末日までの間、閉鎖する。駐車場は8月3日(月)〜緊急事態 宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。
	ただし、以前から予定されていた大会、イベント参加者については、 該当者に限定して駐車場を利用させる場合がある。
	f中城公園:7月27日(月)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、 閉鎖する。
	駐車場は8月1日(土)〜緊急事態宣言対象期間の末日までの間、   閉鎖する。
	gバンナ公園:8月5日(水)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、 閉鎖する。
	h県総合運動公園:7月27日(月)~緊急事態宣言対象期間の末日まで の間、閉鎖する。
	駐車場については、8月5日(水)~緊急事態宣言対象期間の末日 までの間、閉鎖する。
	予約済みのFC琉球ゲーム・練習、沖縄SVの練習会場としての利用は 例外的に許可する。駐車場はその都度実施主体に管理させる。
   ⑥市町村営公園	○ 県と同様の対応を要請済み(7月31日(金)付け)。
	〇 宗と向塚の対応を安請済の(7月31日(並州17)。 
⑦平和創造の森 公園	○ 8月1日(土)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、閉鎖する。
(3)その他	
①沖縄コンヘ・ンションセンター	○ 予約されている催事のうち、不特定多数の参加者が集うようなイベントについては、主催者へ延期等の調整をする。
	○ 試験や小規模会議等の催事については、各種ガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が確実に講じられるよう要請する。
	○ 緊急事態宣言対象期間の末日まで、新規予約は受け付けないこととし、必要 に応じて施設の休館について指定管理者と慎重に協議する。
②万国津梁館	〇 緊急事態宣言対象期間の末日まで、予約は受け付けないこととする。
③沖縄県総合福 祉センター	○ 8月1日(土)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、一部業務(貸館業務、 社会福祉ライブラリー業務)を停止する。
④沖縄県男女共 同参画センター	○ 8月3日(月)~緊急事態宣言対象期間の末日までの間、一部業務(貸館業務、図書情報室業務)を停止する。
⑤運転免許セン ター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては 講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対 策を徹底するとともに、免許有効期限延長特例措置の周知に努め、体調不良や風 邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。
	「

| 本沖米軍における新型コロナウイルス感染症防止策の徹底及び積極的な情報開示について、引き続き要請を行う

# 「沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」の改定について

# 1. ガイドラインの概要

沖縄県では、イベント開催にあたっての感染症対策の徹底や、二次感染リスクの最小限化等を目的として、「沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」(5月20日)を策定した。

# 2. 政府の通知

政府は、8月24日付け事務連絡にて、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限(屋内、屋外ともに5,000人以下)を維持する旨の通知があった。

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直 す場合があるとのこと。

# 3. 実施ガイドライン変更案

国の延期方針及び県内外の感染状況を踏まえ、県ガイドラインの規模要件緩和の期日を下記のとおり見直すこととしたい。

	1	
5月21日	屋内イベント	100人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数に
		すること
~	屋外イベント	200人以下、又は人と人との距離を十分に確保できるこ
6月18日		と (できるだけ2m)
2 1 1 0 1	屋内イベント	1,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数
6月19日		にすること
7月9日	屋外イベント	1,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できる
7月9日		こと (できるだけ2m)
7月10日	屋内イベント	5,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数
~	座内イベント	にすること
<del>8月31日</del>	屋外イベント	5,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保できる
		こと (できるだけ2m)
9月30日		
感染状況を見つつ	屋内イベント	収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
<del>9月1日</del>	注パインプト	
10月1日	屋外イベント	人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2
を目途		m)

<sup>※</sup>全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応する。

<sup>※</sup>人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度。

事務連絡

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

# 9月1日以降における催物の開催制限等について

8月1日以降の催物開催については、令和2年7月23日付け事務連絡により通知したとおり、8月末までは現在の開催制限を維持することとしてきたところであるが、9月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

# 1. 催物開催の目安

9月1日以降のイベント開催については、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、9月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡2.(1)に留意すること。また、各都道府県においては、同事務連絡2.(2)①に示した基本的な感染防止策を改めて注意喚起すること。

また、各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

# 2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2. (2) に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

以上

# (照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室企画第1担当松田・植田・礒・井上・寺井直通03 (6257) 3085

- ○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、 基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策(行動管理含む)の呼びかけ。
- イベントの開催制限については、当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持することとし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、**引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の 段階に応じて、個別のイベント開催について**適切に判断**。

時期		収容率	人数上限
	屋内	50%以内	100人
5月25日~	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
	屋内	50%以内	1000人
6月19日~	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7.0.0.0	屋内	50%以内	5000人
7月10日~	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
感染状況を見つつ、	屋内	50%以内	5000人
当面9月末まで維持	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、 感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない(**無症状で感染させる可能性も)。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)
5月25日~	【100人又は50%(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発する もの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な 対応、管楽器にも注意	【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×
6月19日~	【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できない もの等は慎重な対応、管楽器に も注意	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主 催者による試合中・前後におけ る選手等の行動管理
7月10日~	【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観 客等の行動管理
感染状況を見つつ、 <b>当面9月末まで</b> <b>維持</b>	【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによる対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観客等の行動管理

【100人又は 50%(屋外200 人)】 \*特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可

お祭り・野外フェス等

地域の行事

全国的・広域的

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

\_